

「スモール・ビジネス育成支援事業 中間支援組織（地域商社）機能強化支援」 委託業務 仕様書

1. 委託業務名

「スモール・ビジネス育成支援事業 中間支援組織（地域商社）機能強化支援」

2. 業務の目的

島根県では、中山間地域における地域資源を活用して6次化等に取り組む生産者や小規模事業者を、「スモール・ビジネス育成支援事業（※）」により支援している。これら小規模事業者の中には、県外等への販路開拓はほとんど行わず、近隣の道の駅や産直市等を主な販売先としていることが少なくない。

また、道の駅や産直市等の運営者にヒアリングしたところ、店舗における販売ノウハウがない、時代の変化に対応した運営が出来ていないことなど、販売力や自社商品開発に関する課題が挙がっている。

こうしたことから、生産者（事業者）と消費者との中間に位置する道の駅や産直市等が生産者（事業者）と連携し特産品などを開発する取組や、地域商品を集めてWEBで販売するなど地域商社としての機能を強化する取組に対し支援を行うことにより、地域産業の振興を促進することを本業務の目的とする。

※「スモール・ビジネス育成支援事業」の詳細は以下HPを参照のこと

<https://www.pref.shimane.lg.jp/life/region/chiiki/chusankan/small-business/>

3. 支援対象事業者

本事業における支援対象事業者は、以下とおりとす。

- ・集合研修は、県内の道の駅や産直市等の運営に関わる者及び中山間地域で商品化（もの・サービス）等で外貨獲得を図る者など
- ・個別研修及び実践型研修は、県内中山間地域における産直市や道の駅の運営に関わる者

※「中山間地域」の詳細については、島根県の「中山間地域」の定義を参照すること。
（島根県地域振興部中山間地域・離島振興課のホームページに掲載）

4. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

5. 業務内容

(1) 研修等の開催

受託者は、①～③の内容を効果的に組み立て研修等を実施する（内容については以下を参考とし、具体的な内容や効果的な手法については、企画提案参加者の提案(独自提案を含む)によるものとする。）

【①～③共通】

- ・ 対象者向け募集チラシの作成、周知、申込受付、受講者等の取りまとめ、受講者等との連絡調整などを行うこと。
- ・ 研修等の実施に必要な会場の手配、物品や印刷等の準備及び当日の司会進行を行い、研修等をスムーズに進めること。
- ・ 終了後、受講者等に対しアンケートを配布・回収し、集計すること。

① 集合研修

内 容：これまでの研修テーマ（別添参考資料）を踏まえ、地域商社機能の強化等、地域内経済循環を意識した内容とする。また、ワークショップなどにより、他の受講者との意見交換が図られるようにすること。

回 数：全3回程度

手 法：県内東西部各1か所にて現地開催

*30名程度が受講できる会場とし、後日アーカイブ配信を行うこと

② 個別研修

内 容：店舗などのリソースや地域の現状を踏まえ、受講者が抱える課題の解決に向け、個別支援を実施。

(支援内容の例)

- ・ 周辺環境や売上分析を基にした事業戦略の構築
- ・ 集客及び売上向上に向けた魅力ある売り場づくり
- ・ 地元特産品を活用したオリジナル商品の開発

回 数：1者あたり4回程度（5者程度を想定）

手 法：現地及びオンライン双方による支援

*効率性や受講者のスケジュール等を考慮し、適宜オンラインを活用して構わない

③ 実践型研修

内 容：本事業における過年度の個別研修受講者の中から、積極的に取組みを進めた事業者等を集め、各店舗などにおける地域の生産者などと連携した取組みの企画・設計・実施までの各フェーズを支援する内容とする。

回 数：全4回程度（3者程度を想定）

手 法：提案による

*現地開催する場合は、20名程度が受講できる会場を確保すること

(2) その他

① 打ち合わせ等

本業務を適正かつ円滑に遂行するため、受託者は連絡体制図等を作成し、業務責任者などを明らかにするとともに、業務の遂行に支障がないよう県と密接な連絡や協議を行うものとする。

② 準備

事業の実施に先立ち、受託者は実施体制、工程計画等以下に示す項目について県と協議のうえ業務計画書を作成し、契約締結後速やかに提出するものとする（概ね15日以内）。

ア 業務概要

イ 実施体制

ウ 工程計画（打ち合わせ等協議の計画時期を含む）

エ 連絡体制（緊急時を含む）

オ その他

③ レポートの作成

受託者は、5. (1)②及び③を実施した際は、研修の都度、内容等をまとめたレポートを速やかに作成し、県へ提出すること。また、必要に応じ、支援対象者へ送付すること。

④ 県の他事業との連携

「スモール・ビジネス育成支援事業」や、その他県事業との連携を図ること（必要に応じて県と協議）。

⑤ 支援等に係る料金

受託者は、本業務実施にあたり、料金を受講者等から徴収しないこと。

(3) 成果品

提出する電子媒体については、ウイルス等のチェックを実施しておくこと。

① 印刷物

業務報告書（A4判両面・カラー 3部）

5. (1)①～③の実施内容及びその成果、課題解決の状況等をまとめたものとし、5. (1)①及び③については、会場の記録写真を撮影し、添付すること。また、5. (1)②及び③に係る相談並びに支援内容及びその結果等については、別冊にまとめるものとする。なお、報告書の項目については、県と協議の上決定する。

② 電子媒体（CD又はDVD、正・副各1枚、必要に応じDVD-R又はUSB）

事例集等の資料データのファイル形式及び使用ソフトについては、Microsoft Excel、Microsoft Word、Microsoft Power Pointのいずれか（又はこれらと互換性のあるものに限る）を電子媒体に保存して提出する。ただし、これによりがたい場合は県と協議を行うこととする。また、動画ファイルがある場合の型式はWMVとする。

また、提出資料の引き渡し後にデータ等に不具合が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。

③ 成果品の瑕疵

納品後に成果品の瑕疵が発見された場合は、県の指示に従い、必要な処理を受託者の負担において行うものとする。

(4) 関係法令及び条例の遵守

受託者は、本業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例を遵守しなければならない。

① 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報について、公表されているものを除き、将来にわたって自ら利用することや他に漏らしてはならない。

② 個人情報の保護

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/johokoukai/koukai_hogo/index.data/itakukijunR3.3.16.pdf

③ 著作権等について

受託者は、島根県に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

万一、成果物に第三者から権利の主張等がなされた場合の著作権処理については、受託者の責任と負担の下でこれに対処、解決するものとする。

本委託事業で作成された作成物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、島根県に帰属するものとする。

ただし、受託者のみが持つノウハウ等に関する内容については、県が本事業内・事業期間内で使用する範囲において使用権を有する。

受託者は、島根県及び島根県が指定した第三者に対して、本件著作物に係る著作者人格権を行使しない。

6. 委託経費及び経理

(1) 対象となる経費

- ① 人件費（又はコンサルタント料）、県との打ち合わせ、研修等の実施に係る旅費
- ② 講師等への謝金
- ③ 講師等の旅費（実費分）
- ④ 助言・指導に必要な資材に係る費用
- ⑤ 会場費、通信費、印刷費等の諸経費 等

※事業全般にわたって以下の経費は委託金額の対象外とする。

- ・国、地方公共団体の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ・その他、事業との関連性が認められない経費

※講師等が受託者の社員の場合、②は①に読み替える。

- (2) 会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
- (3) 領収書等支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに本業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。また、当該期間内に監査や会計検査があった際には、証拠書類の提出や調査に協力すること。

7. 支払条件等

- (1) 県は、契約の締結以後に受託者から前金払の請求があった場合は前金払ができるものとする。この場合は、5(2)②の業務計画書に前金払請求書を添付して提出すること。
- (2) 本業務により直接発生した収入（収益）があるときは、実績額から当該収入金を差し引いた額をもって変更契約を締結するものとする。
- (3) (2)において、確定した委託契約額を上回る額が既に(1)により前金払されている場合には、超過分を県に返還するものとする。

8. 委託業務完了後の提出書類

本業務完了後に、速やかに次の(1)から(4)の書類を提出すること。

- (1) 実績報告書
 - ① 業務の実施期間
 - ② 業務に要した事業費
 - ③ 事業概要
- (2) 委託業務完了届
- (3) 5(3)に定める成果品

9. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項につき疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。なお、感染症のまん延の恐れ等、特段の事情により、事業の継続が困難と判断された場合は、変更契約を締結の上、一部又は全部の事業を中止することがある。
- (2) 県と協議のうえ、事業全体の委託料の範囲内で研修の内容を変更する場合もあり得ること。
- (3) 本業務の一部を契約者以外の第三者に委託する場合は、書面により県の承諾を得ること。
- (4) 契約に要する経費は受託者の負担とする。